

「障がい者にやさしい共生社会実現のための条例骨子案」  
に対する意見募集の結果について

1 意見の募集期間

平成29年7月21日(金)から8月21日(月)まで

2 意見の提出状況

(1) 意見者数 16名

(2) 意見数 37件

No	項目	ご意見の概要	市の考え方・対応
1	条例の名称	共生とは、「多種多様な人々が対等な立場でお互いを尊重し、支え合って共に生きていく社会」という意味であることから、「障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」など、全ての市民が暮らしやすくなる名称が良いのではないか。	条例の名称につきましては、市民や関係団体等からいただいたご意見を参考として、共生社会の実現を目指した名称としてまいります。
2	条例の名称	共生とは「多種多様な人々が対等な立場で互いを尊重し、支え合って共に生きていく社会」という意味なので、「障がいのある人やない人も共に生きる社会づくり条例」など、全ての市民が暮らしやすくなるような、また、誰でも分かりやすい名称にしてください。	No. 1 に同じ
3	条例の名称	条例の名称が長いと「共生社会実現」の部分が分かりにくくなるので、市民に分かりやすい名称にして欲しい。 例えば「障がい者の暮らしをよくするための条例」ではどうか。	No. 1 に同じ
4	前文	健常者は障がいを他人事と思いがちですが、年を取れば皆、耳は遠く、目は細かいものが見えず、体は動きにくくなっていきます。 秋田県は日本一高齢化が進んでいる県です。 障がい者が暮らしやすい地域は高齢者にとっても暮らしやすい地域ということになり、この条例はエイジフレンドリーシティ構想と対になるかもしれません。 支える者と支えられる者を固定せず、「循環する」「共生する」という考え方は新しい価値観と思う。	案に賛同いただけるご意見として承りました。 障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら生きがいを持って参加できる共生社会の実現を目指してまいります。
5	第1章 総則 3 基本理念	障がい者への人権・人格権を守るために、日本国憲法で保障する基本的人権と個人の尊重をよく遵守すべきである。	障がいの有無によって分け隔てられることなく、基本的人権を持つかけがえない個人として尊重されるよう、共生社会の実現を目指してまいります。
6	第1章 総則 5 市民の役割	市民の役割について、「基本理念について理解を深める」と記述しておりますが、具体的にはどのような手段を考えているのか。	基本理念等を分かりやすくしたパンフレットを作成するほか、市ホームページへの掲載や、市民向けの説明会の実施などを考えております。

No	項目	ご意見の概要	市の考え方・対応
7	第1章 総則 6 事業者の役割	低学年の児童が病児保育施設を利用する際に、施設から遠回しに利用を嫌がられることがあるので、障がい児の親が仕事をする権利として、安心して障がい児が利用できる病児保育施設があれば良いと思う。	いただいた貴重なご意見につきましては、施策展開にあたっての参考とさせていただきます。 今後、共生社会の実現に向けた施策の推進に努めてまいります。
8	第2章 障がいのある人の権利擁護	障がい者を社会全体で見守り、施設や学校、職場から障がい者に対する暴力や嫌がらせをなくすようにしてください。	障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民一人ひとりが互いに人格と個性を尊重し、相互に理解を深め、ともに支え合いながら暮らすことができる社会の実現を目指してまいります。
9	第3章 共生社会の実現に向けた取組 第1節 相互理解の促進 1 広報および啓発の推進	災害時の障がい者に対する理解や配慮の方法を啓発して欲しい。	いただいた貴重なご意見につきましては、今後、施策展開にあたっての参考とさせていただきます。 災害に関する取組においては、関係機関・団体と連携を図りながら、地域ぐるみの避難支援体制づくりに努めてまいります。
10	第3章 共生社会の実現に向けた取組 第1節 相互理解の促進 2 交流およびその他取組の推進	「災害が起こったとき、障がいの有無に関わらず助け合い、一人の犠牲者も出さない町」こそ、この条例の目指す具体的な姿であり、健常者、障がい者が共に参加できる避難訓練・防災訓練の実施を提案する。	No.9に同じ
11	第3章 共生社会の実現に向けた取組 第1節 相互理解の促進 2 交流およびその他取組の推進	障がいのある人とない人が触れ合える時間を設けてください。	案に賛同いただけるご意見として承りました。 障がいの有無によらない相互理解の促進のため、相互に交流できる機会の確保に努めてまいります。
12	第3章 共生社会の実現に向けた取組 第1節 相互理解の促進 2 交流およびその他取組の推進	親子で障がいに対する理解を深める場を持てると良いのではないか。	No.11に同じ
13	第3章 共生社会の実現に向けた取組 第2節 情報の取得および意思疎通 1 情報の取得および意思疎通	秋田県内の全ての公共施設に対し、障がい者にやさしい環境づくりの他に、公共施設のスタッフの方々に手話ができる人を専属で設置して欲しい。	いただいた貴重なご意見につきましては、今後、施策展開にあたっての参考とさせていただきます。 情報の取得や意思疎通が容易にできるようにするため、必要な取組を進めてまいります。
14	第3章 共生社会の実現に向けた取組 第2節 情報の取得および意思疎通 3 意思疎通等の手段の普及	(※)要約筆記は文字を読めれば誰でも利用することが可能であり、この要約筆記の利点を広く周知してください。 市民に要約筆記者の姿を見てもらうことが「要約筆記」の名前を覚えてもらう普及の第一歩だと思う。 ※要約筆記・・・その場で話されている内容を即時に要約して文字にすること。	No.13に同じ

No	項目	ご意見の概要	市の考え方・対応
15	第3章 共生社会の実現に向けた取組 第3節 自立と社会参加 1 移動手段の確保	買い物弱者に対して、金融・病院・スーパー等を巡る地域に密着したバスの運行を検討して欲しい。	いただいた貴重なご意見につきましては、施策展開にあたっての参考とさせていただきます。 今後、共生社会の実現に向けた施策の推進に努めてまいります。
16	その他	障がいのある人が困ったことがあったときなどに周囲に分かってもらえるようなマークを作って欲しい。	No.15に同じ
17	その他	障がい児が入園する際の受け入れの対応に違いがあるので統一して欲しい。	No.15に同じ
18	その他	市の3歳児検診等で、発達の遅れを指摘する職員の対応を統一して欲しい。	No.15に同じ
19	その他	発達訓練を主とする臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語視覚士が常駐して訓練する未就学児のデイサービスの施設があつて良いと思う。	No.15に同じ
20	その他	医療ケア児の「放課後等デイ」が圧倒的に足りない。	No.15に同じ
21	その他	本条例は全ての障がい者に対する理念的なものとして捉え、具体的な施策については障がいの特性に応じた条例を作成して実施することとし、その条例を要望の多い順に順次制定していくと良いと思う。	No.15に同じ
22	その他	障がい児が小中高への進学を相談する際に、担当者によって対応の違いもあり、悩んでいる親が多い。	いただいた貴重なご意見につきましては、今後、施策展開にあたっての参考とさせていただきます。 教育に関する取組においては、関係機関と連携を図りながら、施策の推進に努めてまいります。
23	その他	骨子案はコンパクトで障がい者に対する秋田市の意気込みが伝わってきます。 秋田市のみならず、医療機関や各福祉施設とも十分連携を図り、各機関が同レベルで取り組んで欲しい。	案に賛同いただけるご意見として承りました。 市が実施する施策の推進については、市や市民、事業者および関係団体が連携して行うよう努めてまいります。
24	その他	手話を母語とするろうあ者は、長い間自分たちの母語を否定され、聴者の社会に合わせるための教育を受けてきた。 自分自身を肯定するため自分の母語で考え、母語で会話することが大事であり、そういう手話環境が幼少期から与えられるよう、別個に「手話言語条例」を制定して欲しい。	本市では、手話は言語であるという認識のもと、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが人格と個性を尊重し、相互に理解を深め、ともに支え合いながら暮らすことのできる社会の実現に向け、必要な支援につながるよう総合的な施策の推進を目指しております。 いただいた貴重なご意見につきましては参考とさせていただきます。

No	項目	ご意見の概要	市の考え方・対応
25	その他	手話を使って生活している聴覚障がい者、その家族、また、関係者等の権利を守り、暮らしやすい社会の実現のためには「手話言語条例」が必要であり、「共生社会実現条例」と「手話言語条例」をそれぞれ制定し、互いの役割を補う事が共生社会であると思う。	No. 2 4 に同じ
26	その他	手話を使って生活している聴覚障がい者、その家族、また、関係者等の権利を守り、暮らしやすい社会の実現のためには「手話言語条例」が必要であり、「共生社会実現条例」と「手話言語条例」をそれぞれ制定し、互いの役割を補う事が共生社会であると思います。	No. 2 4 に同じ
27	その他	聴覚障がい者にとって「手話は言語である」ことはかけがえのないものとなっております。 聴覚障がい者やその家族、関係者等の権利を守り暮らしやすい社会の実現のためにも「手話言語条例」も一緒に制定するよう検討して欲しい。	No. 2 4 に同じ
28	その他	ろうあ者がいつでもどこでも自由に手話を使える環境にするためにも、この条例の他に「手話言語条例」を設定してください。	No. 2 4 に同じ
29	その他	意思疎通手段を自分自身で選択できない乳幼児や児童に対しては、手話を身につけられたり、手話を学べる環境づくりは必要であると思います。 未来ある子ども達や手話を母語としている聴覚障がい者のためにも、この条例とは別個に「秋田市手話言語条例」を制定して欲しい。	No. 2 4 に同じ
30	その他	障がいのある人もない人も共生できる社会を目指すのであれば、まず、聴覚に障がいのある方々の母語である手話を言語として認め、その普及のためにも「手話言語条例」を制定して欲しい。	No. 2 4 に同じ
31	その他	共生社会実現のための条例だけではなく「手話言語条例」を制定して欲しい。 「手話言語条例」の制定によって聴覚障がい者の方々も安心して暮らしていけるのではないかと思う。	No. 2 4 に同じ
32	その他	第3章第2節に「情報の取得および意思疎通」の項目の中にも手話についての記載がありますが、この条例と並行して「手話言語条例」の制定を進めていただきたい。	No. 2 4 に同じ

No	項目	ご意見の概要	市の考え方・対応
33	その他	障がいの有無に関わらず、暮らしやすい秋田市にする為、誰もが互いにちょっとした配慮で共に支え合いながら暮らしていける社会を目指す取組について賛成です。	案に賛同いただけるご意見として承りました。 障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら生きがいを持って参加できる共生社会の実現を目指してまいります。
34	その他	最近では、障がいのある人に対する配慮が感じられるような取組、施設、各種講座等が増え、障がいのある人も積極的に社会に参加されるようになったと思います。 障がいのある人もない人も共に協力して生活していく上で、このような条例を秋田市で制定することは大変素晴らしいと思う。	No. 3 3に同じ
35	その他	共生社会の実現に向けて、障がいの有無に関わらず、あらゆる障がいに対応したこの条例が施行され実現に向けて努力していく事になれば、誰もが住みやすい街となり、とても素晴らしいと思う。	No. 3 3に同じ
36	その他	普段の生活はもちろん、災害や事件、事故等の際、障がいのある人達が「情報弱者」とならないためにも良い取組だと思う。	No. 3 3に同じ
37	その他	「障がい者にやさしい共生社会実現のための条例」自体は、大変良い条例であり、障がいのある人が生活しやすい社会づくりの実現のためには是非必要な条例であると思う。	No. 3 3に同じ